

借地借家法の適用 管業 H26-43-2 《#459》

【問】 正誤をつけよ。

区分所有者が、自己所有のマンションの専有部分を法人に賃貸する場合でも、借地借家法が適用される。

【答え】 正しい

《ポイント》 借地借家法の適用

建物の賃貸借には、借地借家法が適用される。

⇒ 賃借人が法人であっても適用を排除する規定はない

⇒ 建物の使用貸借には、借地借家法は適用されない

《補講》 一時使用目的の建物の賃貸借

この章(「借家」)の規定は、一時使用のために建物の賃貸借をしたことが明らかな場合には、適用しない。(借々法 40 条)